

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年4月2日

京都市長 門川大作

1 図書の写しの概要

(1) 施行者の名称

京都市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

I・III・25号 鴨川東岸線

(3) 事業施行期間

平成9年6月10日から平成30年3月31日まで

(4) 事業地

変更なし

2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路建設部道路建設課

(2) 縦覧期間

平成27年4月2日から平成30年3月31日まで

（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する休日は除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（建設局道路建設部道路建設課）